

新富町広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町における広告掲載に関し必要な事項を定め、もって財源を確保するとともに、町民のサービス向上及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

(掲載物)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体等」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 広報紙

(2) その他広告媒体として活用できる資産で町長が適当と認めたもの

(広告掲載の基準)

第3条 広告媒体等に掲載することができる広告の基準（以下「掲載基準」という。）は、その内容が次のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの

(2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの

(3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝又は人材募集その他これに類するもの

(4) 誇大表示又は不当表示その他不適切な表示があるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか掲載する広告として町長が適当でないと判断したもの

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告を掲載する優先順位は、次の各号の順序とする。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告

(2) 町内に主たる事業所、営業所、店舗等を有するもの

(3) 前2号に掲げる以外のもの

(広告の規格等)

第5条 掲載を募集する広告の規格、位置、枠数、作成方法、広告掲載料及びその他広告掲載に関し必要な事項は、広告媒体等ごとに町長が別に定める。

(広告の募集)

第6条 広告の掲載の募集は、広報しんとみ（カラー版・お知らせ版）、町のホームページ等により行う。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告媒体等広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 町長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、第9条に規定する新

富町広告審査委員会の審査を経て、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に広告（掲載・非掲載）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（広告審査委員会）

第9条 掲載の申込みに係る広告の内容が第3条に掲げる掲載基準を満たしているかどうかを審査するため、新富町広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 4 委員長は、副町長をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 7 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

まちおこし政策課長、まちおこし政策課長補佐（企画政策担当）、総務財政課長、総務財政課長補佐（総務行政担当）

- 8 委員会の庶務は、まちおこし政策課において処理する。

（広告掲載料の納入）

第10条 広告掲載料は、掲載の決定後、町長の指定する期日までに、町の発行する納付書により広告掲載料を納入するものとする。

（広告主の責任等）

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告の作成に要する経費は、広告主の負担とする。
- 3 広告主は、町税等を完納していなければならない。

（広告掲載の取消し）

第12条 町長は、町の行政運営上支障があるとき、又は町長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

新富町長 殿

申込者

住 所（所在地）

名 称

代表者名

電 話

F A X

広告媒体等広告掲載申込書

広告を掲載したいので、新富町広告掲載取扱要綱第 7 条の規定により、下記のとおり申
込めます。

申込みに当たっては、新富町広告掲載取扱要綱の内容を遵守します。

また、町税等の滞納がないことを誓約し、新富町が町税等の納付状況調査を行うことに
同意します。

記

- 1 広告媒体 広報しんとみ
- 2 広告原稿
☐ 添付広告原稿のとおり
☐ 広告原稿未添付の場合はその内容
内容：
- 3 広告の掲載希望内容
☐ 広報しんとみ： 年 月発行分
- 4 添付書類
☐ 市町村民税の納税証明書（町外の方のみ）

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

様

新富町長



広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告については、下記のとおり掲載することに決定しましたので通知します。

記

（1）広告媒体 広報しんとみ

（2）広告掲載内容

（3）広告掲載料 円

（4）広告掲載料の納付

（5）広告掲載条件

新富町広告掲載取扱要綱に従うこと。

様式第 2 号（第 8 条関係）

年 月 日

様

新富町長 

広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告については、下記の理由により掲載しないことに決定しましたので通知します。

記

（1）広告媒体 広報しんとみ

（2）非掲載の理由

新富町広報紙への広告掲載の取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新富町広告掲載取扱要綱（平成24年新富町告示第28号。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置等)

第2条 要綱第5条の位置、規格等は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 広告の位置 広報しんとみ裏表紙（最終ページ）の下部
- (2) 枠数 2枠（1社あたり1枠とする）
- (3) 大きさ ア 天地50mm、左右180mm
イ 天地50mm、左右90mm
- (4) 色 カラー
- (5) 広告の表示 町の指定する位置、大きさで 広告 と表示

(広告の作成)

第3条 要綱第5条の掲載を希望する広告の作成については、広告主が作成するものとし、形式については、次の各号のいずれかとする。

- (1) イラストレーター EPS
- (2) フォトショップ EPS
- (3) JPEG
- (4) PDF

(広告原稿の提出)

第4条 要綱第7条の規定により提出する広告原稿は、広告の掲載を希望する広報しんとみの発行日の30日前までに、電子メール又はCD-R等の記録媒体及び紙媒体により町へ提出するものとする。

(広告の掲載料)

第5条 広告掲載料は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第2条第3号アについては、1枠10,000円
- (2) 第2条第3号イについては、1枠5,000円

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。